

議第七十五号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

岐阜県税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項、第三項及び第五項中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同条第六項中「第二条第五項」を「第二条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三十八条第一項第三号中「及び同法第二条第一項第十四号」を「、同法第二条第一項第十四号」に改め、「発電事業等」という。)」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第四十二条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第七条第十五項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

(岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(令和二年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、岐阜県税条例第三十四条第三項の改正規定中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第六十四項」に改め、「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に「を削り、同条第四項の改正規定中「第五十三条第五十七項」を「第五十三条第六十五項」に改め、同条第八項の改正規定中「第五十三条第六十一項」を「第五十三条第六十九項」に改め、同条第十項の改正規定中「第五十三条第六十四項」を「第五十三条第七十二項」に改め、同条第十二項の改正規定中「第五十三条第七十項」を「第五十三条第七十八項」に、「同条第六十九項」を「同条第七十七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中岐阜県税条例附則第七条第十五項の改正規定（「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める部分に限る。）及び第二条の規定 公布の日
- 二 第一条中岐阜県税条例第二十七条の改正規定 令和六年一月一日

(事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人事業税の課税方式を定める等のため、この条例を定めようとする。